中能登町通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～

平 成 ２ ７ 年 １ ０ 月

中能登町
ISHIKAWA NAKANOTOMACHI

１．プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童生徒が犠牲となる交通事故が絶えず発生しています。

このため、中能登町では関係機関と連携して定期的に通学路合同点検を実施し、併せて対応策を講じるなど、通学路の安全確保のための取り組みを行ってきました。

今後も、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために「中能登町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プラグラムに基づき、関係機関と連携して児童が安心して通学できるように安全確保及び事故の未然防止を図ります。

２．体制

本プログラムを実施するにあたり、各関係機関と連携を密にするため、「中能登町通学路安全推進協議会」（以下、協議会）を設置しました。

◎構成機関

・「中能登町通学路安全推進協議会」委員構成

機関・団体名	分野
中能登町教育委員会	学校関係者
中能登町立小学校 代表者	
七尾警察署 交通課	交通安全管理者
石川県学校安全推進アドバイザー	
中能登町総務課	
石川県中能登土木総合事務所 維持管理課	道路管理者
中能登町土木建設課	

協議会では、定期的に合同点検等を実施し、それに基づき各関係機関が現状把握と情報共有を行い、通学路の安全対策について効果の検証を図り、改善･充実に努めます。

３．取組み方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を実施するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を図ります。

これらの取組みをＰＤＣＡサイクルとして実践し、本町通学路の安全性向上を図っていきます。

〔中能登通学路安全確保のＰＤＣＡサイクル概要〕

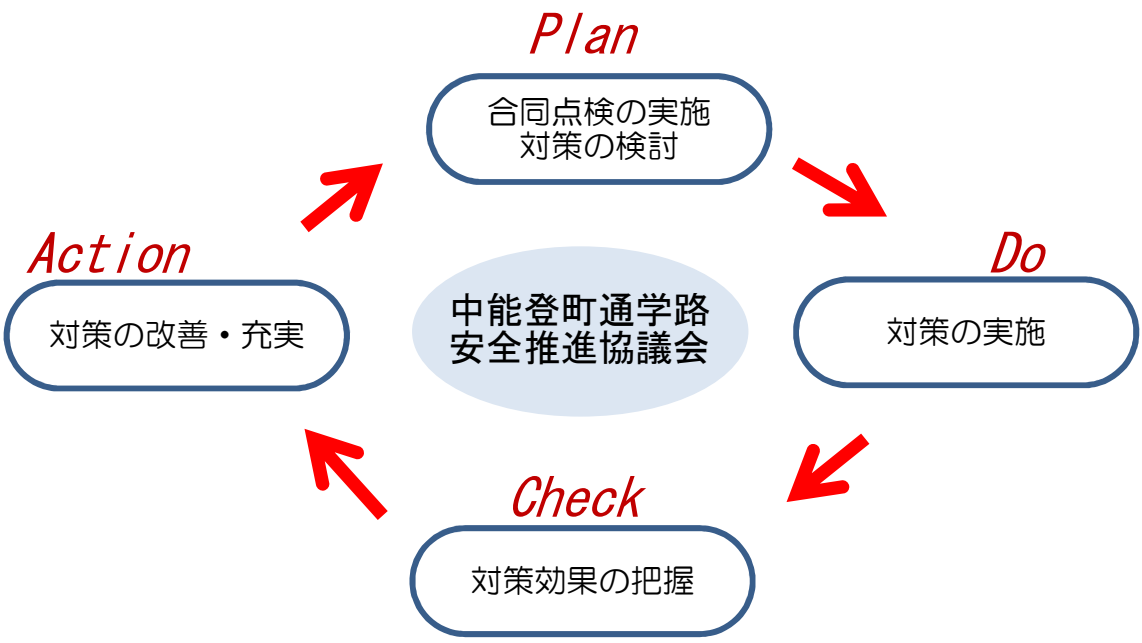

（２）合同点検の実施

① 毎年４月以降、各小学校は PTA 等の協力のもと、通学路の危険箇所を抽出し、教育委員会事務局へ報告します。

② 報告のあった危険箇所について、小学校ごとに、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会、地域関係者等が参加して合同点検を実施します。

③ 合同点検は、原則年１回 夏季休業中に実施します。ただし、緊急に点検が必要とされる場合は、臨時に合同点検を実施します。

（３）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード対策（歩道整備や防護柵設置等）、ソフト対策（交通規制、交通安全教育等）など対策必要箇所に応じて、実施主体が具体的な実施方法を検討します。

（４）対策の実施

対策が円滑に進むように関係機関が相互に連携を図ります。また、緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

（５）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

（６）対策の改善･充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善･充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

４．合同点検･対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、中能登町ホームページで公表します。